

あいグループホームどんぐり 料金表

2024年6月1日現在

■（介護予防）認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）

※法定代理受領の場合下記金額の1割～3割となります。但し、公費負担がある場合等は、その負担額による。

	項目	単位	1割	1ヵ月	2割	1ヵ月	3割	1ヵ月	*1単位は地域により異なります。 多摩市は1単位×10.72円×日数により計算される金額が1日・1ヵ月当たりの介護費用となります。 *合計の利用料金は加算等の単位を含めたうえで計算されます。
イ	要支援2	749	803円	24,088円	1,606円	48,176円	2,409円	72,264円	
	要介護度1	753	807円	24,216円	1,614円	48,433円	2,422円	72,649円	
	要介護度2	788	845円	25,342円	1,689円	50,684円	2,534円	76,026円	
	要介護度3	812	870円	26,114円	1,741円	52,228円	2,611円	78,342円	
	要介護度4	828	888円	26,628円	1,775円	53,257円	2,663円	79,885円	
	要介護度5	845	906円	27,175円	1,812円	54,350円	2,718円	81,526円	

■各種加算

	項目		単位	1割	2割	3割	説明	
ロ	* 若年性認知症利用者受入加算		120	129円	257円	386円	若年性認知症の診断を受けた方が対象（40歳から65歳の誕生日前々日まで）	
ハ	* 医療連携体制加算	I	37	40円	79円	119円	訪問看護と連携し看護師を1名以上確保し、24時間連絡できる体制を確保、重度化・看取りに関する指針を定め、入居時に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得た場合に算定	
ニ	* 看取り介護加算	1	72	77円	154円	232円	看取り期において、看取りに関する指針を定め多職種で協議の上見直しを行っており、共同で介護計画を作成、看護職員は連携がとれる距離にある訪問看護等の職員であり、多職種間での情報共有に努め、指針・介護計画の内容を説明し同意を得た場合に算定 1) 死亡日以前31日以上45日以下 2) 死亡日以前4日以上30日以下（最高27日間） 3) 死亡日以前2日又は3日（最高2日間） 4) 死亡日	1日につき
		2	144	154円	309円	463円		
		3	680	729円	1,458円	2,187円		
		4	1,280	1,372円	2,744円	4,116円		
ホ	* 認知症専門ケア加算	I	3	3円	6円	10円	日常生活自立度Ⅲ以上の方が半数以上であり、認知症介護に関する専門的な研修を終了した者の配置・認知症ケアについて職員間で留意事項の伝達または技術的指導を定期的の実施している場合に算定	
ヘ	* サービス提供体制強化加算	I	22	24円	47円	71円	介護福祉士の資格を有する者の割合が70%以上または、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上確保している場合に算定	
		II	18	19円	39円	58円	介護福祉士の資格を有する者の割合が60%以上確保している場合に算定	
	* 新興感染症等施設療養費		240	257円	515円	772円	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応・診療・入院調整等を行う医療機関を確保、かつ、適切な感染対策を行った上でサービスを行った場合に算定	1月に1回連続する5日間まで
ト	* 入院時費用		246	264円	527円	791円	利用者が病院又は診療所へ入院した場合、再入居の受入体制を整えた場合に一月につき6日を限度として算定	1月につき6日間まで
チ	* 初期加算		30	32円	64円	96円	入居した日から起算して30日以内の期間について1日につき算定（30日を超える入院後再び入居した場合も同様）	30日間まで
リ	* 退去時相談援助加算		400	429円	858円	1,286円	退居後自宅等において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する事業者に対して情報を提供した場合に算定	1回限り
ス	* 退去時情報提供加算		250	268円	536円	804円	医療機関に退所する入居者等について退所後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定	
ル	* 口腔・栄養スクリーニング加算		20	21円	43円	64円	開始及び利用中の栄養状態・口腔の健康状態を確認し介護支援専門員に提供している場合に算定	6か月に1回
ヲ	* 生活機能向上連携加算	I	100	107円	214円	322円	理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受ける体制を構築し、助言に基づいて生活機能向上を目的とした介護計画を作成・サービス提供した場合に算定	初回月のみ
		II	200	214円	429円	643円	外部の理学療法士等が事業所を訪問した際に、介護支援専門員と共同して身体状況の評価を行い介護計画を作成・サービス提供した場合に算定（3か月毎に見直し）	1月につき
ワ	栄養管理体制加算		30	32円	64円	96円	管理栄養士（*外部との連携を含む）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合に算定	

カ	口腔衛生管理体制加算		30	32円	64円	96円	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定
ヨ	科学的介護推進加算		40	43円	86円	129円	利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定
タ	協力医療機関連携加算	I	100	107円	214円	322円	協力医療機関と入居者等の同意を得た上で病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合に算定 Ⅰ ①病状の急変した場合等において、医師又は看護職員が相談体制の確保②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制がある Ⅱ ③急変時等医師・看護師が相談対応を行う体制、診療の求めに対して診療を行う体制がある
		Ⅱ	40	43円	86円	129円	
レ	高齢者施設等感染対策向上加算	I	10	11円	21円	32円	Ⅰ 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制があり、一般的な感染症について、協力医療機関等と診療等の対応を取り決め、連携の上適切な対応を行っている（※ 新型コロナウイルス感染症を含む。） 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加、助言や指導を受けている。 Ⅱ 感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けている
		Ⅱ	5	5円	11円	16円	
ソ	生産性向上推進体制加算	I	100	107円	214円	322円	介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る。介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用。また、その取り組みをデータ提供した場合に算定 Ⅰ）（Ⅱ）に加え取組の成果が確認、テクノロジーの複数導入等 Ⅱ）委員会の設置、継続的な改善活動の取り組み、テクノロジーの導入等
		Ⅱ	10	11円	21円	32円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位（イ～ソを算定した単位数の合計）×186／1000×10.72				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位（イ～ソを算定した単位数の合計）×178／1000×10.72				
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位（イ～ソを算定した単位数の合計）×155／1000×10.72				

■その他の費用

項 目	内 容	単価	料金（月）	内容
保証金	入居時のみ		140,000円	退去時の清掃・利用状況により発生する修復費等、実費を差引き返金いたします
①家賃	1ヵ月		70,000円	
②光熱水費	1ヵ月		19,000円	電気・ガス・水道代等の費用 日割りの場合は633円/日
③管理共益費	1ヵ月		13,000円	共用部分の保守点検・消耗器具備品・修繕・車両等の費用 日割の場合433円/日。
④食 費	朝食（1回）	320円	9,600円	*食費はお食事をされた場合、お食事毎に計算いたします *おやつ費はおやつを選択したときに発生いたします。お茶等の費用も含まれます
	昼食（1回）	530円	15,900円	
	夕食（1回）	530円	15,900円	
⑤おやつ費	おやつ（1回）	150円	4,500円	
①～⑤基本費計（30日で計算）			147,900円	（ご注意） その他、個人がお使いになる日用品や教養娯楽費用・おむつ代・理美容代等利用者様に負担して頂くことが適当と認められるものについては実費（課税）となります。
外出付き添い費	30分毎（課税）	880円(内80円の消費税)		

◎認知症対応型共同生活介護費／介護予防認知症対応型共同生活介護費について

- 1日につきの単位数になりますので、入居日数を乗じた額が介護費用となります。（1か月金額は30日間での計算）
- 利用料金は、要介護区分により異なります。
- 利用負担の割合は「介護保険負担割合証」に記載されている割合となります。
- 月の途中における入退居については、入退居日を含めた利用日数分での日割り計算により、清算いたします。
- 外泊等の場合の食事代は、欠食として減算、光熱水費は状況に応じ日割計算いたします。ただし、家賃、共益費については定額でのご請求になります。
- 生活保護受給者及び中国残留邦人支援法支援給付受給者の利用料金は、別途費用を定めています。
- 3年に一度介護給付費等の改定があります。併せて料金表の変更がございます。